特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	後期高齢者医療保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

敦賀市は，後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

福井県敦賀市長

公表日

平成27年10月7日

［平成26年４月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	敦賀市は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、福井県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③福井県国民健康保険団体連合会から提供を受けた特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④広域連合が決定し、提供を受けた保険料額を基に、市では納付方法及び期割額を決定し、保険料額決定通知書（納付書）を被保険者へ送付する。 ⑤徴収した保険料の収納及び滞納情報を管理し、収納及び滞納情報を広域連合へ提供する。 ⑥高額医療・高額介護の連携情報を管理する。 ⑦各種申請書や届出書の受付事務を行い、広域連合へ申請書等を進達し、福井県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）において情報を共有する。
③システムの名称	1. 後期高齢者医療システム 2. 福井県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム） 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
後期高齢者医療情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項　別表第一の59の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令） （平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表第一省令第46条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（83の項） ・第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報、住民票関係情報」が含まれる項（80の項） （別表第二における情報照会の根拠） ・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「高齢者の医療の確保に関する法律によ る保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（82の項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部　国保年金課
②所属長	国保年金課長　永田　恵美

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	敦賀市　総務部　総務課 914-8501　福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 電話:0770-22-8101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	敦賀市　福祉保健部　国保年金課 914-8501　福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 電話:0770-22-8120

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成27年7月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる